

## 日進市パートナーシップ宣誓制度概要（案） 資料2

### パートナーシップ宣誓制度とは

誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップにある2人がその自由な意思により関係性を市へ宣誓し、市が宣誓を証明する制度です。必要な事項は要綱で定めます。法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

### 対象となる条件

- 互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活を行っている又は約束している2者であること(性別は問わず、事実婚を含む)
- 成年に達していること
- 市内に住所を有していること、又は転入を予定していること  
(宣誓者のうちいずれか一方でも利用可能)
- 配偶者やパートナーシップ関係の人がいないこと
- 宣誓者同士の関係が近親者でないこと



### 制度のイメージ

